

消費生活相談員募集要項

公益財団法人横浜市消費者協会

応募受付期間（第一次選考）
令和3年9月24日（金）まで 受付（郵送のみ、必着）

横浜市消費生活総合センターの指定管理者である公益財団法人横浜市消費者協会が、消費生活相談業務等に従事する消費生活相談員を募集します。

定期昇給制度・ステップアップ制度があり、勤続年数に応じて毎年昇給します。また、前歴換算制度も導入しており、経験者を歓迎します。

- 1 採用人数
2名程度（令和3年11月1日採用予定、雇用開始日については応相談）
- 2 応募資格
職務の遂行に必要な知識及び技能を有し、次のいずれかの資格を有する方
(1) 消費生活相談員（国家資格）
(2) 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター認定資格）
(3) 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会認定資格）
(4) 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会認定資格）
- 3 主な業務
消費生活に関する助言、あっせんその他の相談（電話相談、面接相談）、出前講座等の講師など
- 4 求められるスキル
(1) 親切で丁寧な消費生活相談対応能力
(2) ワード、エクセルによる文書作成に必要な知識・技能
- 5 雇用内容、勤務条件

身分	公益財団法人横浜市消費者協会 嘱託員（業務：消費生活相談員）
勤務場所	横浜市消費生活総合センター 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー4F （横浜市営地下鉄線/京浜急行線 横浜駅から10分程度「上大岡駅」徒歩3分）
雇用期間	令和3年11月1日～令和4年3月31日 業務量及び業務の対応状況等、勤務成績、態度、能力及び予算の状況等を総合的に勘案し、契約を更新する場合があります。（契約更新は64歳まで） ※採用前研修を行う場合があります。
報酬等	初任給 月額210,200円～217,900円（地域手当相当分を含む） 他センターでの相談員の経験を初任給に反映 します。 通勤手当を別途支給 昇給年1回 賞与年2回（採用初年度については採用される月によって異なります）
勤務日	週4日勤務、月1回程度(令和2年度実績)土曜日又は日曜日の勤務あり
勤務時間	午前8時45分～午後5時15分 うち休憩時間は60分（交代制） （月3回程度(令和2年度実績)午前10時30分～午後7時の時差勤務あり）
休暇・休日	年次休暇（初年度16日(採用される月によって異なります)更新になった場合残数があれば翌年度まで繰越） 夏季休暇、慶弔休暇、病気休暇制度等あり 祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険

- (その他) ○採用後、消費生活相談員資格(国家資格)の取得を推奨しています。
○キャリアアップ支援として、研修制度があります。
○横浜市勤労者福祉共済加入。健康診断(がん検診等含む)を実施しています。
○無期雇用転換を法令の定めよりも前倒しで実施しています。
(通算雇用期間5年目の年度に申し出ると、翌年度から無期雇用に転換可能)
○現在、採用1年目の年収は約300万円~310万円、勤続11年目の年収は330万円程度となっています。

6 提出書類

下記提出先あてに、以下の書類を同封のうえ、郵送してください。

- (1) 履歴書：JIS規格のA3サイズの履歴書に自筆で記入してください。
メールアドレス(パソコン・スマートフォンどちらでも可)をお持ちでしたら履歴書に記入してください。
- (2) 応募資格を証明する書類の写し
- (3) 作文：市販の400字詰め原稿用紙2枚に問題に対する考えを自筆で記述してください。

《作文問題》

消費生活相談員の役割を述べるとともに、どのような心構えで相談員業務に取り組むか考えを述べてください。

- (4) 返信用封筒2枚：返信先を明記し、それぞれ84円切手を貼付。選考結果等をお知らせします。

提出期限：令和3年9月24日(金)必着(郵送のみ)

《提出先》

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー4階 横浜市消費生活総合センター内
公益財団法人横浜市消費者協会 消費生活相談員募集担当あて

7 選考方法

- (1) 第一次選考(書類審査)
結果は9月30日(木)までに全員に通知を発送します。
- (2) 第二次選考(個人面接他)
面接は10月中旬を予定しています。日時及び会場は第一次選考合格者に電話および郵送で連絡します。また、面接の参考資料として当日簡単な質問シートに回答を記述していただきます。
(その他簡単なWEB方式検査があります。ご自宅受験が難しい場合は別に対処します。)
可否通知については、二次選考後通知します。(詳細は後日連絡します。)

8 その他

- (1) 提出書類に虚偽があった場合、WEB方式の検査での代理者受験があった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) この選考において提出された書類は一切お返ししません。
- (3) WEB方式の検査の結果はお渡ししません。
- (4) 選考に関する問合せは、下記で受け付けます。選考結果等に関する問合せに応じることはできません。Eメールでのご質問等をご遠慮ください。
- (5) いただいた個人情報、当選考を行うために使用し、これ以外の目的では使用しません。

《問合せ先》

公益財団法人横浜市消費者協会 「消費生活相談員募集担当」 小川・鈴木
電話 045-845-7722 (平日 午前8時45分~午後5時30分)

■横浜市消費生活総合センターホームページ <https://www.yokohama-consumer.or.jp/>